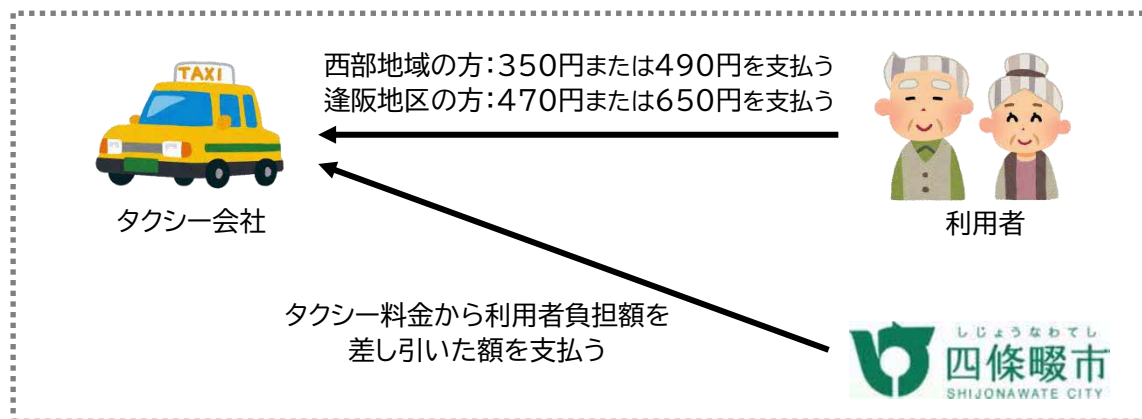


『四條畷市おでかけサポートタクシー』(実証運行)

(1) サービス内容

日常生活において、高齢等の理由により一人で外出することに不安・抵抗を感じている方に対して、市がタクシー代を一部負担することで、抵抗なく自由に外出ができるよう支援するものです。



(2) 対象者

四條畷市西部地域または逢阪地区在住で、下記のいずれかに該当する方です。

- 75歳以上の者
- 65歳以上の運転免許返納者
- 妊産婦(妊娠中の方及び出産後1年以内の方)
- 障がいのある者(ただし、他のサービスを利用できる者は対象外)

※ 西部地域とは、南野・塚脇・米崎・楠公・雁屋・江瀬美・北出・二丁通・蔀屋・中野・清滝・岡山・砂・美田の地名がつく各町をさします。別紙地図をご参照ください。

(3) 運行日時

毎日・午前8時30分～午後5時30分

(4) 会員登録

- 市役所東別館3階 都市政策課で申請できます。
- 申請書の受付後、2週間程度で「会員証」を発行します。
- 必要書類：本人確認できるもの、運転経歴証明書(免許返納された方のみ)、母子健康手帳(妊産婦の方のみ)、障がい者手帳(障がいのある者のみ)

(5) 利用方法

- 「会員証」裏面に記載のタクシー会社に電話依頼(受付時間:午前8時00分～午後5時)してください。

※当日の配車のみになります。

※駅や市役所等でタクシーが待機している場合のみ、「会員証」の提示で利用できます。ただし、「会員証」裏面に記載のタクシー会社に限ります。

- 利用できる人は本人のみです。
- 乗車する際は、必ず「会員証」をご提示ください。

- 市が利用者や運行内容を確認するため、乗務員が「受付票」を作成いたします。本人確認のため、受付票の「氏名」欄にご署名をお願いいたします。

重要

- ・電話の際には必ず「四條畷市おでかけサポートタクシー」と伝えてください。
- ・午前10時頃までは利用が集中し、ご希望の時間に利用できない場合があります。できるだけ午前10時以降の利用をお願いします。

(6)運行区間

「自宅(住民票に記載の住所)」と「拠点①」または「拠点②」の区間

- 拠点① 四條畷市役所・市民総合センター

- 拠点② 忍ヶ丘駅・四條畷駅

※ 拠点②については、西部地域で国道163号以北に在住の方は忍ヶ丘駅のみ、西部地域で国道163号以南に在住の方は四條畷駅のみご利用いただけます。逢阪地区在住の方は、両駅ともご利用いただけます。別紙地図をご参照ください。

※ 「自宅から乗り拠点で降りる」又は「拠点から乗り自宅で降りる」ことが必須条件です。

※ 自宅周辺に車両が入れない場合は、付近で安全確認が出来る場所に停車する場合があります。

(7)利用料金等

- 西部地域の方 拠点①:350円/回 拠点②:490円/回

- 逢阪地区の方 拠点①:470円/回 拠点②:650円/回

※支払いは現金のみです。クレジットカード、金券類は不可です。

※タクシー会社の割引「障がい者割引(身体障がい者手帳等の提示)」、または、「運転免許証返納割引(運転経歴証明書の提示)」との併用は不可です。

(8)その他

- 住所変更等で会員証の記載事項に変更がある場合は、再交付の申請が必要です。
- 有効期限は、お出かけサポート実証運行期間中です。
- 利用区分が「妊産婦」の方は、母子健康手帳に記載の出産予定日から1年間が有効期限になります。
- 資格を喪失(転出、死亡、有効期限切れ等)した場合は、会員証を返却してください。
- 制度の変更をする場合は、広報誌等でお知らせします。
- 不正利用があった場合は、四條畷市の負担分を全額負担していただくとともに、今後の利用をお断りする場合があります。

お問い合わせ
四條畷市役所 都市整備部 都市政策課
電話:072-877-2121(内線714)

おでかけサポートタクシー対象地域

- おでかけサポートタクシーは、西部地域(赤い地域)及び逢阪地区(緑の地域)にお住まいの方が対象です。
- 西部地域で忍ヶ丘駅をご利用になれる方は、国道163号以北(青い線より上)にお住まいの方です。
- 西部地域で四条畷駅をご利用になれる方は、国道163号以南(青い線より下)にお住まいの方です。
- 逢阪地区にお住まいの方は、忍ヶ丘駅、四条畷駅ともにご利用いただけます。

